

# 総 括 調 査 票

事案名	(29) 母子寡婦福祉貸付金			調査対象 予算額	平成 26 年度：5,040 百万円 平成 25 年度：5,040 百万円		
所管	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	調査区分	共同調査
						取りまとめ財務局	(北陸財務局)

## ①調査事案の概要

1. 母子寡婦福祉貸付金制度は、母子及び寡婦福祉法の規定に基づき、配偶者のいない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、児童の福祉の増進を図るため、都道府県・政令都市・中核都市（以下「各自治体」という。）が修学資金等の資金の貸付を行うものである。
2. 平成 17 年度の予算執行調査を踏まえ、償還率の向上に向けて取組みを行うこととしていたが、その後の状況を調査し、各自治体及び主務省の取組みが適切に行われているかを確認する。（本調査は、平成 17 年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）

**母子寡婦福祉貸付金の概要について**

**目的**  
母子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。母子及び寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

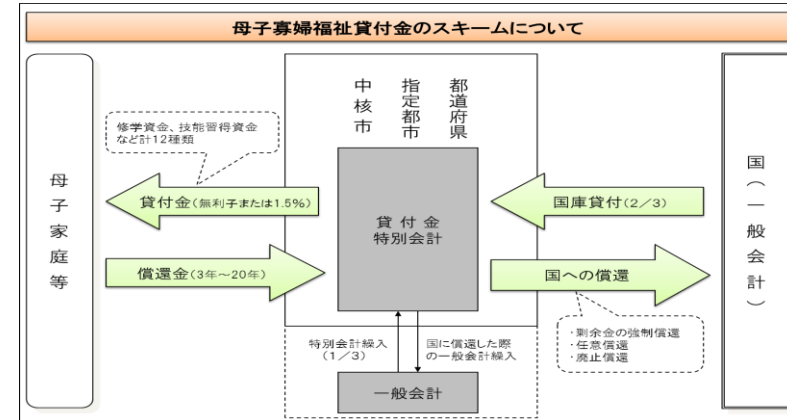
**対象者**  
① 母子福祉資金  
・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母)・母子福祉団体 等  
② 寡婦福祉資金  
・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

**貸付金の種類**  
事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金(計12種類)

**貸付条件等**  
・利 子: 貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.5%  
・償還方法: 貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

**貸付原資の負担割合**  
都道府県、指定都市、中核市(国:2/3、都道府県、指定都市、中核市:1/3)

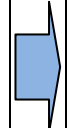
※ 上記は平成 25 年度における貸付金の概要である。



(参考) 前回の調査結果及び反映状況

**調査結果の概要**

1. 償還率の動向や償還の確保・促進に向けた取組みの内容については、全国でばらつきがあることから、償還を行っている者との公平性を確保する観点からも、各自治体に対し、取組事例等を周知し、償還率向上に向けさらなる取組みを促すべきである。
2. 特に、償還率の水準が全国平均と比べても相当低い自治体や償還率の下落幅が全国平均と比べても相当大きい自治体に対しては、償還率向上に向け、地域の実情を踏まえた独自の計画の策定や目標設定等の自主的な取組みを求めべきである。
3. 償還率の動向等を引き続き注視し、必要に応じ、償還率向上に向けた適正な取組みを確保し各自治体間の公平を図るための枠組みを検討すべきである。



**反映の内容等**

下記の取組を 17 年度から随時実施することとしており、各自治体の償還率の改善が図られることによる影響額を反映

- 全国課長会議の場において、各自治体に対して取組事例等の周知、償還率の公表を行う。また各自治体に償還率向上に向けた計画の策定や、目標設定等の自主的な取組みを求める。
- 上記を実施してもなお償還率の低い自治体には実地調査を実施し、未償還となっている債権について、個々の原因の究明と分析を行う。また、その結果を次年度以降の国の貸付決定額の参考とする。

# 総括調査票

事案名 (29) 母子寡婦福祉貸付金

## ②調査の視点

1. 償還率向上のための取組みは進んでいるか。
2. 各自治体の特別会計における資金運用については、適切なものとなっているか。

【調査対象】  
・貸付を実施している102自治体(都道府県・政令都市・中核都市)

## ③調査結果及びその分析

### 1. 貸付金の現状と償還率向上に向けた取組状況について

母子寡婦福祉貸付金の償還率は、【表1】のとおり、前回調査以降、依然として改善が見られず40%半ばで推移している。なお、平成24年度における各自治体の償還率を比較したところ、最高で78.9%、最低で14.6%であるなど各自治体で償還率に大きな差が見られた。

また、未収金についても、未収金の期末残高が年々増加しており、【表2】のとおり、未収金のうち滞納期間が3年以上のものが全体の7割を占め、中には20年超のものが5%以上あるなど長期滞納が確認された。

このような状況の中、各自治体及び主務省における償還率向上に向けた取組状況を確認したところ以下のとおりであった。

【表1】 (単位: %、百万円)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
償還率					
現年度償還分	83.13	83.24	83.76	84.61	85.73
過年度償還分	9.25	8.90	9.04	9.52	10.46
全体	45.19	44.27	43.74	43.78	44.49
未収金比率					
貸付金期末残高	180,119	185,274	191,454	197,257	200,757
未収金期末残高	32,107	33,906	35,249	36,182	36,566
未収金比率	17.8%	18.3%	18.4%	18.3%	18.2%

【表2】 (単位: 百万円、%)

未収金全体の約7割

滞納期間	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計
未収金残高	2,437	4,735	9,896	5,232	1,300	23,600
構成比	10.3%	20.1%	41.9%	22.2%	5.5%	100.0%

(注)滞納期間毎の未収金期末残高を把握していない自治体を除いていることから、未収金期末残高の合計(36,566百万円)とは一致しない。

## ④今後の改善点・検討の方向性

1. 各自治体において、償還率向上のために、母子寡婦福祉貸付金に係る回収計画を策定するとともに、債権回収に向けた取組みを積極的に実施すべき。  
また、主務省においては、各自治体の効果的な取組みを参考に、各自治体に対して積極的に取組みを促すなど、より主体性をもって取組むべきである。
2. 決算剰余金が増加傾向であることに鑑み、貸付額を適切に見積るなど、効率的な資金運用に努めるべき。

### ① 各自治体における取組状況について

各自治体の取組状況は【表3】のとおりであり、実施状況には相違があるものの、債権回収に向けて多様な取組みが行われていた。中には、約7割の団体において①償還前に償還等の説明会を実施しているほか、約5割の団体で⑤固有の債権回収マニュアルを整備していた。

また、貸付金全体の回収計画を策定しているか確認したところ、【表4】のとおり約6割以上(62団体)で策定されていないかった。一方で、母子寡婦福祉貸付金に係る固有の回収計画を策定しているところが約3割(30団体)あった。回収計画については、「回収計画を策定することで、目標が可視化され、新たな取組みを行うようになった。」「数値目標は必要不可欠であり、漫然と回収するより効果が高い。」など、策定のメリットが挙げられていた。

### ② 主務省における取組状況について

前回調査において、主務省は、各団体に対して取組事例を周知するなどの取組みを行うとしていたが、主務省が周知した取組事例について活用したものがあるかを確認したところ、約7割(69団体)が活用していなかった。活用していない理由として、そもそも周知されている事実を知らなかった団体が2割以上(21団体)あった。また、前回調査を踏まえて主務省において実施することとしていた他の取組状況について確認したところ、何も実施されているものはなかった。

### 2. 決算剰余金について

各自治体における特別会計の決算剰余金の推移は【表5】のとおりであり、決算剰余金の額は増加傾向であった。また、国へ償還する基準額(※)を超過する団体は20あり、中には基準額の約6倍を超過する団体があるなど、各特別会計で多額の決算剰余金が発生していることが確認された。

なお、各自治体において決算剰余金が発生する原因として、近年の貸付実績額の傾向を的確に反映できていないことから、貸付計画額が実績に比して過大であったことなどが挙げられていた。

※ 基準額：当該年度の前々年度(基準年度)以前過去3ヶ年度の貸付実績額の平均の2倍を「基準額」とし、基準年度における決算剰余金の額が基準額を超過する場合には、国からの借入金相当分を国へ償還することとしている。(平成26年度より「2倍」を「1.7倍」に改正)

【表3】

各自治体の取組状況	実施団体	未実施団体
① 償還前に償還等の説明・面接を実施	72 (70.6%)	30 (29.4%)
② 夜間訪問・休日訪問の実施	69 (67.6%)	33 (32.4%)
③ 償還強化期間の設定	64 (62.7%)	38 (37.3%)
④ 審査内容の厳格化	60 (58.8%)	42 (41.2%)
⑤ 母子寡婦福祉貸付金に係る債権回収マニュアルの整備	50 (49.0%)	52 (51.0%)
⑥ 債権回収の研修会の実施	32 (31.4%)	70 (68.6%)
⑦ 本貸付金に係る固有の債権管理・回収規定の策定	26 (25.5%)	76 (74.5%)
⑧ 催告書の封筒を目に留まるような色・様式を使用	23 (22.5%)	79 (77.5%)
⑨ 他制度との連携	18 (17.6%)	84 (82.4%)
⑩ コンビニエンス振込	9 (8.8%)	93 (91.2%)

【表4】

回収計画の策定状況	策定団体
① 策定している	40 (39.2%)
母子寡婦福祉貸付金に係る回収計画を策定	30 (29.4%)
債権全般に関する一般的な回収計画を策定	10 (9.8%)
② 策定していない	62 (60.8%)

【表5】

(単位: 百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
貸付実績額	22,336	23,064	26,418	23,148	22,007
決算剰余金	13,099	13,451	13,380	15,013	17,200